事業名	過疎地域集落再編整備事業
事業内容 (目的・概要)	過疎地域において、基礎的条件が著しく低下した集落や孤立散在する住居を基幹集落等に移転すること、地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること、地域における定住を促進するための基幹集落に点在する空き家を有効活用して住宅を整備すること、漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって集落の再編整備を図る。
事業主体	過疎地域市町
採択要件	 1 集落等移転事業・集落移転タイプ (1) 次のいずれかの条件を満たす集落であること ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的公共サービスの確保が困難であること ・交通状況が悪く、人口が著しく減少していること ・交通状況が悪く、高齢化 が著しいこと (2) 全体として移転戸数がおおむね5戸以上であること (3) 各移転対象 集落等にある相当の戸数 (3分の2以上) が移転すること (4) 移転戸数のうち、相当の戸数 (2分の1以上) が移転先地において団地を形成すること ・へき地点在住居移転タイプ (1) 交通状況が悪く、医療、教育等基礎的公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること (2) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること 2 定住促進団地整備事業 (1) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること (2) 5戸以上が団地を形成すること 3 定住促進空き家活用事業 (1) 地域における定住を促進するため基幹的集落に点在する空き家を有効活用し整備するものであること (2) 整備戸数が3戸以上であること ※公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する過疎地域市町が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する 4 季節居住団地整備事業 (1) 交通条件が悪く基礎的公共サービス確保が困難な地域に存する住居であること (2) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること (3) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上あること

補助率、融資額、 その他の財源 措置の内容	 交付対象経費の限度額 (1)集落移転事業、へき地点在住居移転事業 6,144千円×移転戸数 (2)定住促進団地整備事業 3,877千円×団地内戸数 (3)定住促進空き家活用事業 4,000千円×整備戸数 (4)季節居住団地整備事業 4,738千円×団地内戸数 (当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない 場合は、3,877千円×団地内戸数) 2 交付率 2分の1以内
制度創設年度	平成6年度
関係省庁名	総務省自治行政局過疎対策室
最近の実績	定住促進団地整備事業 高宮町(平成10年度) 甲奴町(平成11年度) 高宮町(平成12年度) 吉和村(平成13年度) 総領町(平成14年度) 安芸高田市(平成18年度) 安芸太田町(平成24年度)
問い合わせ先	地域政策局中山間地域振興課
	Tel 082-513-2632 e-mail chichusankan@pref.hiroshima.lg.jp